第３回
柳泉園組合・東村山市
加入協議会資料

令和８年７月１日

幹事会中間報告

協議項目		報告事項
１． 柳泉園組合既存施設に関する事項	（１）周辺環境への影響	【内容】実証実験の結果について、東村山市燃やせるごみの搬入による影響はわずかであり、問題がないことを確認した。 【結果】別紙１「協議項目１に関する資料」のとおり集約。
	（２）柳泉園クリーンポートへの影響	【内容】柳泉園クリーンポートへの影響は認められず、東村山市の燃やせるごみ搬入に伴い発電量増加による増収や温室効果ガス排出量の抑制が期待できることを確認した。 【結果】組合側の処理可能量や準備期間を考慮し、東村山市燃やせるごみの搬入開始時期は令和１０年４月１日からとする。別紙１「協議項目１に関する資料」のとおり集約。
２． 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項	（１）新施設整備事業との調整	【内容】４市整備構想を策定する中で、３市と４市で施設整備をする場合の規模や概算事業費などを確認した。 【結果】現段階で特段の問題は認められず、具体的な施設整備条件が決定していないことから、基本計画で適切な施設設計を進めることで合意した。また、令和９年度の計画着手に遅れが生じないよう進める必要があることから、東村山市の加入は令和９年４月１日を予定とすることを確認した。別紙２「協議項目２に関する資料」のとおり集約。
	（２）国や東京都の方針との整合	【内容】ごみ処理の広域化・施設の集約化に係る国や東京都の方針と4市の状況が整合するかを確認した上で、４市地域で広域化・集約化を行う場合の効果等を整理した。 【結果】別紙２「協議項目２に関する資料」のとおり集約。
３． 東村山市加入に伴う諸課題	（１）加入時負担金と単年度負担金	【内容】加入負担金の考え方及び加入初年度の単年度負担金の考え方について協議を進めている。 【結果】別紙３「協議項目３に関する資料」のとおり集約。金額は継続協議。
	（２）補助金活用と財政計画	【内容】加入協議中に実施する実証実験や４市整備構想策定において活用できる補助金や、財政計画について協議・検討を行っている。 【結果】別紙３「協議項目３に関する資料」のとおり集約。財政計画は継続協議。
	（３）規約変更について	【内容】規約改正手続きの流れや、改正に向けた協定締結等に向けた協議・確認を行っている。 【結果】継続協議。

協議項目1に関する資料

交通調査結果及び評価の概要

【総評】

東村山市のごみ収集車の搬入による柳泉園組合北門入口及び恩多町1丁目交差点への影響はごくわずかであり、問題は確認されなかった。

項目	評価結果
交通量	東村山市収集車分の台数増加は、総交通量に対し1～2%程度にとどまっていた。 また、ごみ収集車よりも、小型車の日変化（影響要因）の方が大きく、 調査を通して東村山市の搬入期間中及び搬入期間外での交通量に大きな差はみられなかった。
渋滞長	柳泉園組合北門入口の北側（右折入庫）からの搬入においては、搬入期間中及び搬入期間外での渋滞長に変化はなく、渋滞が生じても短時間で解消されていた。
交通量と渋滞長の関係	東村山市のごみ収集車の搬入により、渋滞長の発生時間は早まったが、その他時間は搬入期間中と搬入期間外で概ね同様の傾向であった。 柳泉園北門前の渋滞も速やかに解消されており、特段の支障は認められなかった。
天候・交通条件	天候による交通量の変化はなかった。 搬入期間中に植栽伐採による交通規制があり、これに伴う一時的な渋滞長の延伸が生じたが、渋滞は短時間で解消していた。

※ 委託事業者からの報告資料は別紙参照

協議項目1に関する資料

実証実験中の東村山市搬入経路と搬入量

搬入経路

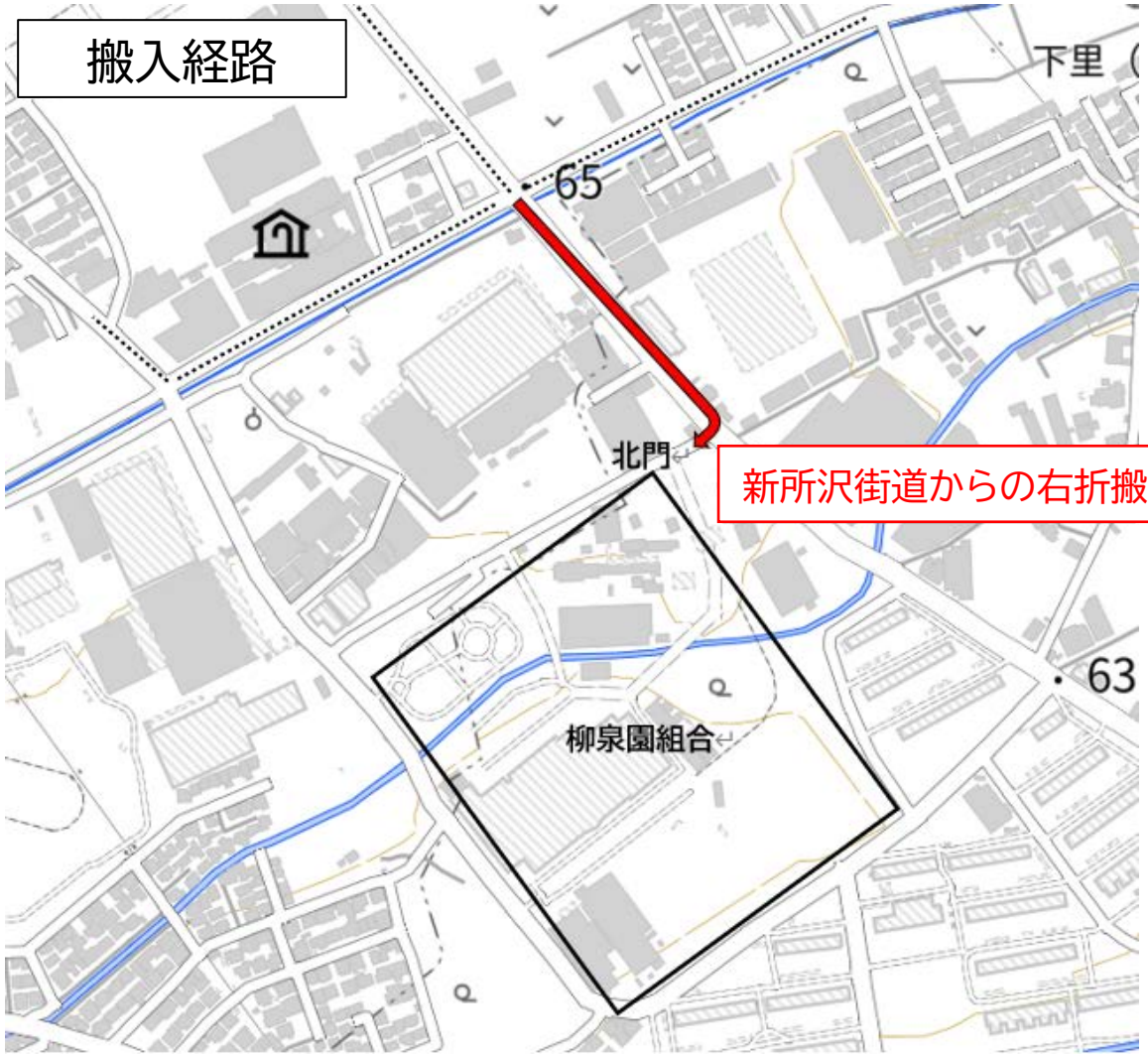

搬入量

実証実験中の東村山市燃やせるごみの搬入量は

350t であった。

実証実験中の燃やせるごみ（公車）搬入量の比較

搬入期間中 ４日間合計	１，１８２ｔ
搬入期間外 ４日間合計	８００ｔ

【実証実験の調査対象日】

東村山市の搬入がある日 ： 5月11日(月)、12日(火)、14日(木)、15日(金)
東村山市の搬入がない日 ： 5月18日(月)、19日(火)、21日(木)、22日(金)

※水曜日は東村山市の燃やせるごみの収集及び組合への搬入なし。

協議項目1に関する資料

排ガス調査結果

●実証実験に伴う各種測定結果比較

1　ばい煙測定結果

（１）ばいじん　【排出基準：0.08g/㎥N（自主規制値：0.02g/㎥N）】　（単位：g/㎥N）

1号炉	R7.4.3	R7.5.12	R7.8.6	R7.11.10	R7.12.2	R8.1.6	R8.2.26	R8.3.10	－	R8.5.15
	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－	<0.001
2号炉	R7.4.3	R7.6.17	R7.7.2	R7.9.10	R7.10.28	R7.12.2	R8.1.6	R8.2.26	R8.4.3	－
	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－
3号炉	R7.5.12	R7.6.17	R7.7.2	R7.8.6	R7.9.10	R7.10.2	R7.11.10	R8.3.10	R8.4.3	R8.5.15
	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001

（２）塩化水素　【排出基準：430ppm（自主規制値：25ppm）】　（単位：ppm）

1号炉	R7.4.3	R7.5.12	R7.8.6	R7.11.10	R7.12.2	R8.1.6	R8.2.26	R8.3.10	－	R8.5.15
	5	4	1	3	1	1	<1	<1	－	1
2号炉	R7.4.3	R7.6.17	R7.7.2	R7.9.10	R7.10.28	R7.12.2	R8.1.6	R8.2.26	R8.4.3	－
	4	2	1	<1	<1	1	<1	<1	1	－
3号炉	R7.5.12	R7.6.17	R7.7.2	R7.8.6	R7.9.10	R7.10.2	R7.11.10	R8.3.10	R8.4.3	R8.5.15
	1	1	1	1	<1	<1	1	2	<1	1

（３）窒素酸化物　【排出基準：250ppm（自主規制値：56ppm）】　（単位：ppm）

1号炉	R7.4.3	R7.5.12	R7.8.6	R7.11.10	R7.12.2	R8.1.6	R8.2.26	R8.3.10	－	R8.5.15
	24	24	27	23	24	24	25	24	－	25
2号炉	R7.4.3	R7.6.17	R7.7.2	R7.9.10	R7.10.28	R7.12.2	R8.1.6	R8.2.26	R8.4.3	－
	29	23	23	24	24	24	24	25	25	－
3号炉	R7.5.12	R7.6.17	R7.7.2	R7.8.6	R7.9.10	R7.10.2	R7.11.10	R8.3.10	R8.4.3	R8.5.15
	23	24	24	10	27	24	26	29	26	28

（４）硫黄酸化物　【上段：排出量83～86㎥/h、下段：濃度（自主規制値：20ppm）】　（単位：上段㎥/h、下段ppm）

1号炉	R7.4.3	R7.5.12	R7.8.6	R7.11.10	R7.12.2	R8.1.6	R8.2.26	R8.3.10	－	R8.5.15
	0.045	0.073	<0.024	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.023	－	0.029
	2	2	<1	<1	<1	<1	<1	<1	－	1
2号炉	R7.4.3	R7.6.17	R7.7.2	R7.9.10	R7.10.28	R7.12.2	R8.1.6	R8.2.26	R8.4.3	－
	0.046	0.058	<0.024	<0.022	<0.024	<0.023	<0.025	<0.024	0.028	
	1	2	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	－
3号炉	R7.5.12	R7.6.17	R7.7.2	R7.8.6	R7.9.10	R7.10.2	R7.11.10	R8.3.10	R8.4.3	R8.5.15
	<0.024	0.022	0.047	<0.025	<0.025	<0.023	<0.025	<0.021	<0.025	<0.023
	<1	1	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1

（５）全水銀　【排出基準：50μg/㎥N】　（単位：μg/㎥N）

1号炉	R7.5.12	R7.11.10	R8.5.15
	0.14未満	0.14未満	0.13未満
2号炉	R7.6.17	R7.12.2	－
	0.13未満	0.13未満	－
3号炉	R7.5.12	R7.11.10	R8.5.15
	0.13未満	0.36	0.13未満

※　測定結果の詳細は別紙参照

2　ダイオキシン類測定結果

（１）排ガス　【排出基準：0.1ng-TEQ/㎥N】　（単位：ng-TEQ/㎥N）

1号炉	R7.5.13	R7.9.9	R7.11.11	R8.3.10	R8.5.14
	0.0000048	0.00037	0.00035	0.000082	0.00030
2号炉	R7.7.3	R7.9.9	R7.11.11	R8.3.10	－
	0.00022	0.00033	0.00025	0.00000013	－
3号炉	R7.5.13	R7.7.3	R7.11.11	R8.3.10	R8.5.14
	0.0000042	0.000020	0.00027	0.00000031	0.00032

（２）排出水　【排出基準：10pg-TEQ/L】　（単位：pg-TEQ/L）

	R7.5.13	R7.7.3	R7.9.9	R7.11.11	R8.3.10	R8.5.14
工場排水	0.0013	0	0.090	0	0	0
総合排水	1.3	－	－	0.013	－	0.0095

（３）焼却灰　【排出基準：－】　（単位：ng-TEQ/g）

	R7.5.13	R7.7.3	R7.9.9	R7.11.11	R8.3.10	R8.5.14
焼却灰	0.0087	0.0086	0.013	0.014	0.018	0.013
ばいじん（飛灰）	0.053	0.072	0.12	0.15	0.11	0.069

測定結果は排出基準を遵守しており、
通常時の測定結果と差異は認められなかった。

協議項目1に関する資料

施設運営上の影響等

実証実験を通して、柳泉園クリーンポートに係る施設運営上の影響
及び協力事業者への影響がないことを確認した。

項目	結果
◎職員の事務処理等	影響なし
◎検量受付員（協力事業者）の業務等	影響なし
◎プラットホーム受付員（協力事業者）の業務等	影響なし
◎ごみ収集事業者（東村山市委託事業者）への搬入ルート施設利用周知等	影響なし（対応可能）

協議項目1に関する資料

柳泉園組合既存施設に関する事項の
幹事会結論

実証実験を通じた交通調査及び排ガス調査の結果、東村山市燃やせるごみを柳泉園組合に搬入することに伴う周辺環境への影響はないものと認められる。

また、柳泉園クリーンポート運営面の影響もなく、東村山市の燃やせるごみの搬入開始により、総発電量及び売電量の増加による収入増、温室効果ガス排出量の削減などの財政・環境効果が期待できる。

さらに、令和6年度の柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会の結論を踏まえ、令和10年度以降に柳泉園クリーンポートの焼却処理可能量を下回ることから、柳泉園組合の受け入れ準備期間も考慮し、東村山市燃やせるごみの受け入れは、令和10年4月1日からとすることで合意した。

東村山市のごみを柳泉園組合に搬入するにあたっては、関係市と同様に東久留米市及び東村山市の周辺住民の皆さまへの配慮を最優先とし、周辺道路及び場内における交通ルールの徹底を図りながら安全かつ適正な搬入を実施することを確認した。

協議項目2に関する資料

別紙2

3市と4市の場合の比較確認（速報）

4市整備構想 速報比較	3市 （R7.3基本構想より）		4市	
施設規模	可燃ごみ（災害廃棄物分10%含む）： 232t 不燃・粗大ごみ ： 30t プラスチック廃棄物（容器包装＋製品）： 27t 缶・びん・ペットボトル ： 23t		可燃ごみ（災害廃棄物分10%含む）： 311t 不燃・粗大ごみ ： 43t プラスチック廃棄物（容器包装＋製品）： 39t 缶・びん・ペットボトル ： 29t	
建築面積 （※管理棟1，000㎡を含む）	合棟案 ： 8,200㎡ 別棟案 ： 9,100㎡ （ 既存施設：9，421㎡ ； うち管理棟978㎡ ）		合棟案 ： 9，200㎡ 別棟案 ： 9，600㎡ （ 既存施設：9，421㎡ ； うち管理棟978㎡ ）	
概算事業費 （※運営費は20年間）	【合棟案】 建設費 ： 590億円 施設解体費 ： 60億円 運営費： 370億円 合計 ： 1，020億円	【別棟案】 建設費 ： 600億円 施設解体費 ： 60億円 運営費： 380億円 合計 ： 1，040億円	【合棟案】 建設費 ： 690億円 施設解体費 ： 60億円 運営費： 370億円 合計 ： 1，120億円	【別棟案】 建設費 ： 710億円 施設解体費 ： 60億円 運営費： 380億円 合計 ： 1，150億円

※1 処理品目及び建設地等の詳細が未決定である変動要因がある。

※2 プラントメーカーによる見積差も大きく、基本仕様や設計による変動要因がある。

※3 組合新清掃施設整備基本構想（R7．3）と同様条件により見積もっている。

協議項目2に関する資料

（1） 国が示す広域化・集約化方針

国は、平成9年に都道府県に対し、「ごみ処理の広域化計画について」を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、ごみ処理の広域化を推進した。

その後、人口減少やリサイクルの推進などにより国内のごみ処理を取り巻く状況が大きく変化したことを受けて、平成31年に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出し、安定的かつ効率的な処理体制の構築を推進するため、都道府県に対し、管内市町村と連携してごみ処理の広域化・集約化に係る計画の策定を求めた。

さらに、**令和6年3月には「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（以下、「令和6年通知」という。）を発出し、人口減少・施設老朽化・財政制約・災害などの諸課題に対応し、同時に脱炭素化も推進していくため、広域的・集約的な処理体制へ転換すべく、都道府県に対し2050年度までを計画期間とする「長期広域化・集約化計画」を策定することを原則化し、持続可能なごみ処理体制の構築を強く促している。**

「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（R6.3 環循適発第24032923号）」より

・・・したがって、既に100t／日以上300t／日未満の施設を設置 している地域については、300t／日以上のごみ焼却施設を、既に 300t／日以上600t／日未満の施設を設置している地域については、600t／日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。・・・

・・・マテリアルリサイクル推進施設については、プラスチック資源循環促進法の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施・増加することが見込れ、その際に広域的な処理について検討・促進することが望ましい。そのため、広域化・集約化の検討に必ず含めること。・・・

協議項目2に関する資料

（2） 東京都が示す広域化・集約化方針

東京都は、令和5年3月「東京都における今後のごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の方向性」を作成し、以下の考え方に基づき、区市町村及び一部事務組合と連携し、一般廃棄物処理の広域化・施設の集約化を進めることを示している。

また、現在、国からの令和6年通知に基づき長期広域化・集約化計画の策定を進めている。

東京都の広域化・集約化の基本的な考え方

ごみ焼却施設についてはエネルギー利活用の観点から、引き続き原則として100t/日以上の全連続焼却式ごみ処理施設の設置を目指し、地域ごとの状況を踏まえ300t/日以上のごみ焼却施設の設置も検討する。

多摩地域においては地理的制約が少なく道路交通網が比較的整っていること、既に旧計画で設定したブロックを超えた広域化が実現していること、必ずしも隣接する地域間の施設更新時期が近いとは限らず、旧計画のような3つのブロック設定が合理的でなくなっていることなどから、多摩地域全域を1ブロックと設定する。

【ごみ焼却施設】

地域の状況や施設の更新時期を踏まえ、広域化を基本としたエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を目指す。なお、処理費用や温室効果ガス排出量などについて検討し、安定・効率的な体制を選択する。

【マテリアルリサイクル推進施設】

粗大ごみ処理施設は処理や運用面の効率化から、焼却施設への併設及び集約化を検討。

資源化施設は、令和4年施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ処理体制の効率化を図る。

協議項目2に関する資料

（3） ごみ処理の広域化・施設の集約化が求められる理由

国や東京都の方針を踏まえ、ごみ処理の広域化・施設の集約化が求められる主な理由は、以下のとおりである。

	主な理由
①社会問題への対応	●自治体の人口減少及び労働人口の減少によりごみ処理業務の担い手が不足すること。 ●ごみ排出量の減少により施設運転効率の低下及びエネルギーの浪費を招くこと。
②環境問題への対応	●小規模施設では燃焼効率が低く、温室効果ガス排出量が多くなること。 ●施設数が多いことによるエネルギー消費の分散等で非効率化を招き、温室効果ガス排出量が多くなること。
③財政問題への対応	●人口減少に伴う税収の減少により、自治体単独あるいは小規模での建替、管理、運営が困難となること。 ●小規模施設では処理単価が高くなり、運営効率が下がること。 ●広域で1施設を運営管理する方が、1市あたりの財政負担が軽減すること。
④その他諸問題への対応	●単位地域において、同時期に更新を迎える施設数が多いことにより、技術者が不足し、建設費が高騰すること。 ●人手不足や建設費の高騰が原因となり、施設更新事業の遅れなどが生じることで、施設の老朽化が進行し、様々な問題が発生する恐れがあること。

協議項目2に関する資料

（4） 4市の状況

ごみ処理の広域化･集約化が求められる理由を踏まえ、4市の状況を3段階(〇:当てはまる、△:やや当てはまる、×:当てはまらない)で示す。

① 人口減少状況（中長期）

清瀬市	東久留米市	西東京市	東村山市
〇	〇	△	〇

	2020年(実績)	2025年(実績)	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
清瀬市	74,636	75,011	75,289	74,558	73,865	73,212	72,531
東久留米市	116,916	116,325	111,745	109,977	108,383	106,934	105,467
西東京市	205,125	206,245	212,640	213,841	214,300	213,944	212,923
東村山市	151,255	151,795	152,166	151,397	150,472	149,221	147,601
合計	547,932	549,376	551,840	549,773	547,020	543,311	538,522

〈出典〉 単位:(人)
実績は各市1月時点の公表値
推計は国立社会保障･人口問題研究所 将来の男女5歳階級別推計人口(総数)より

② ごみ排出量減少状況

清瀬市	東久留米市	西東京市	東村山市
〇	〇	〇	〇

● １人１日当たりの可燃ごみ排出量　各市一般廃棄物処理基本計画等より
※東村山市の将来推計はR１７年度まで

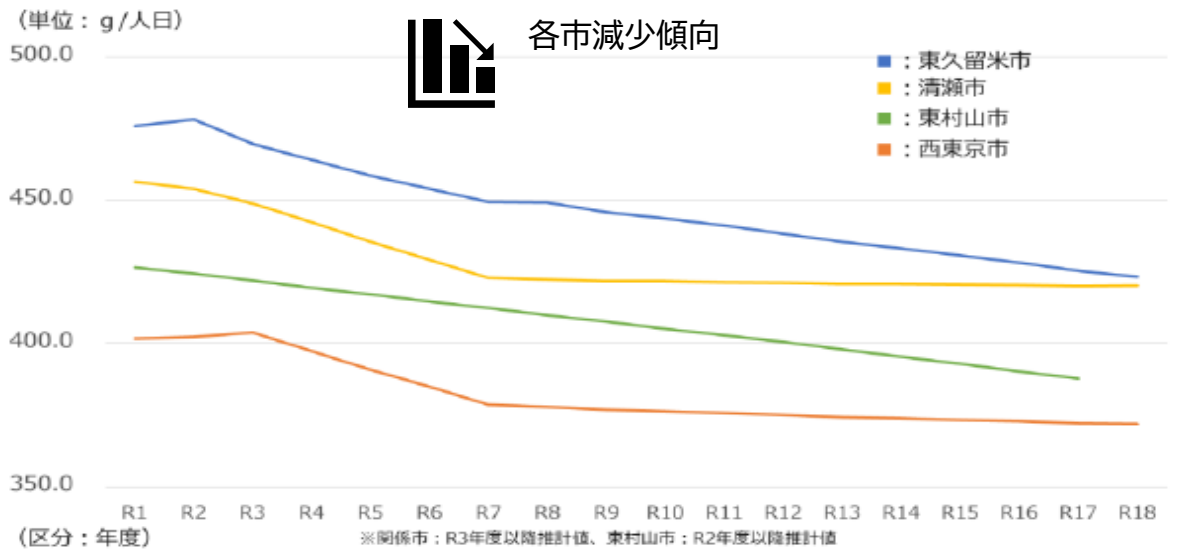

令和6年 柳泉園組合･東村山市ごみ処理広域化可能性協議会協議結果報告書より

③ ゼロカーボンシティ宣言状況

清瀬市	東久留米市	西東京市	東村山市
〇	〇	〇	〇
R4.6.7	R5.3.1	R4.2.25	R5.2.24

協議項目2に関する資料

柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項の

幹事会結論

4市整備構想の処理規模や建築面積、概算事業費の速報値に基づく比較確認の結果、3市で事業を進めるよりも4市で事業を行う方が1市あたりの財政負担は軽減される見込みであり、現時点で特段の問題はないと認められる。

また、具体的な施設整備条件が決定していないことから、今後東村山市を含む5団体で適切な施設整備計画の検討を進めることで合意した。

更に、国や東京都が示すごみ処理の広域化・施設の集約化方針及び広域化等が必要な事由に対して、4市地域（清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市）の実情が整合するかを確認した結果、4市地域において、長期的な人口減少やごみ排出量の減少が見込まれ、4市ともにゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指している状況であることを確認した。

財政状況については、4市ともに厳しい財政事情の中で、財源確保や経費の見直しに取り組みつつ、環境行政分野を含め、各市それぞれの主要な施策を進めているところであることも踏まえ、4市地域の実情も国や東京都が広域化・集約化を進めるべきとする事由に整合すると考えられ、我々の地域の将来に向けて有益となるものと判断した。

以上の結果と、東村山市が施設整備事業における基本計画から参画したいという申入れを踏まえて、東村山市の加入時期は令和9年4月1日を予定することで合意した。

協議項目3に関する資料

別紙3

加入負担金の考え方

【基本的な考え方】

加入負担金は、既存施設等の組合財産に対する相応分などを加入市に適切に負担いただくことで、既存構成3市との公平性を担保するものである。

加入負担金※ ＝ 資産に係る負担額 ＋ その他負担額

原則として、
加入協定締結時において公表されている柳泉園組合の統一的な基準による財務書類（貸借対照表）の純資産額の4分の1に相当する金額。
ただし、資産のうち「土地」価格については、統一的な財務書類の制度が導入された当時の資産価値のままであることから、加入協定締結時点において公表されている最新の固定資産税路線価を採用する。

※ 協定締結にあたっては「加入負担金」という名称となります。

（1）清柳園解体に伴う既済費用の応分負担
清柳園跡地の将来的な売却処分を予定しており、売却処分に伴う組合の歳入は東村山市を含む4市の財産となる見込みであることから、令和2年度から加入協定締結時点において確定している決算年度までに完了した清柳園焼却施設解体関連事業に要した総額の4分の1に相当する金額。

（2）加入協議に伴う東村山市の応分負担
- 「柳泉園組合・東村山市加入に伴う実証実験に関する覚書」に伴う負担額
- 「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書」に伴う負担額

新清掃施設整備事業における、可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの全てが稼働するまでに、柳泉園組合に対して支払う

協議項目3に関する資料

加入初年度の東村山市単年度負担金の考え方

東村山市の柳泉園組合への加入時期は令和9年度、ごみの搬入開始時期は令和10年度である。
従前の組合負担金計算では、ごみの搬入が全くない場合を想定していない。
そのため、加入初年度（令和9年度：ごみの搬入が全くない年度）の東村山市単年度負担金の基本的な考え方について検討し、以下のとおり決定した。

【基本的な考え方】

ごみの搬入・処理が無い中でも必要となる議会、新清掃施設整備事業、厚生施設等の経費に限定した以下の費用とする。

令和9年度組合当初予算のうち、以下の項目
① 議会費総額の1／4の額
② 総務費人件費のうち、議会及び新清掃施設整備基本計画に従事する人員分の人件費の1／4の額
③ 総務管理費のうち、新清掃施設整備基本計画等委託料から国交付金等特定財源を除いた額の1／4の額
④ 厚生施設指定管理料の1／4の額
⑤ 副管理者報酬の1／3（東村山市長1名分）の額

東村山市単年度負担金

別途、加入にあたり必要となる議会用マイク設備費、検量カード等の必要備品購入費、帳票システム改修費の実費額

なお、加入初年度の東村山市単年度負担金の額は、令和9年度当初予算確定後に正式に決定するものである。

協議項目3に関する資料

東久留米市環境整備負担金の考え方

東村山市の燃やせるごみの柳泉園組合への搬入に伴い、東久留米市内を走行するごみ収集車の台数が増えることから、
以下の考え方に基づき東久留米市環境整備負担金を決定する。⇒　当該負担金は当組合周辺の東久留米市区域に寄与する目的で効果的に活用される。

◎令和9年度

東村山市のごみの搬入が無いため、東村山市の負担はなく、現行どおり1年間は2，800万円の固定費とする。

◎令和10年度以降（～令和11年度までの2年間）

$$\text{環境整備負担金係数（\%）※} = \frac{28,000,000\text{円}}{\text{清瀬市及び西東京市の経常的経費の合計額（円）}} \times 100 \quad \cdots①$$

上式①より、環境整備負担金算出に伴う環境整備負担金係数を、小数第2位以下を切り捨てて設定する。

$$\text{東久留米市環境整備負担金(円)} = \text{3市の経常的経費の合計（円）} \times \text{環境整備負担金係数（\%）} \quad \cdots②$$

上式②より、清瀬市、西東京市及び東村山市（上式②において「3市」という。）の経常的経費の合計に、
環境整備負担金係数を乗じ、千円未満を四捨五入した額を東久留米市環境整備負担金の額とする。

※　係数は便宜上、百分率表記しています。

令和12年度以降の算定方法は、あらためて令和11年度中に検討・協議を行うものとする。

協議項目3に関する資料

補助金活用

加入協議の中で活用できる補助金：**「区市町村との連携による環境政策高度化（旧：加速化）事業補助金」**（東京都）

◎概要

『都2050東京戦略』や『ゼロエミッション東京戦略Beyondカーボンハーフ』で掲げる2035年目標等の達成に向けて、環境政策の一層の推進を図るためには地域の実情に精通している区市町村との連携を一層強化していく必要があることから、東京都は区市町村が実施する地域の多様な主体との連携や、地域特性・地域資源の活用等、地域の実情に即した取り組みのうち、東京都の広域的環境課題の解決に資するものに対して、必要な財政支援を実施するため、本制度が創設された。

◎該当メニュー

区市町村等が民間事業者や関連団体、住民等と連携して実施する廃棄物の3R推進の取組みを促進するための「廃棄物の3R推進事業」に該当。

地域における「ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化」に資する調査・検討等が補助対象。

◎補助額等

1自治体につき補助対象経費の上限額 8，000千円

補助率対象経費の1/2（一般対策事業）

【内訳】

交通量等調査業務委託	：4,730,000円（税込：契約額）
4市整備構想策定支援業務委託	：3,300,000円（税込：契約額）
合　計	：8,030,000円（税込）

交付申請額	：4,000,000円
東村山市負担額	：4,030,000円（加入負担金に含む）

◎補助対象事業

実証実験に係る事業、4市整備構想策定に係る事業